

引っ越しの手続きはお済みですか？
お忘れなく！

住所変更の手続きはお早めに！

市民課（☎ 829-1135）

- 届出人** 本人か世帯主。代理人の場合は、委任状が必要です。※**身分証明書**を持参してください。
 - 受付時間** 平日の午前8時45分～午後5時30分 ※池島事務所は午前8時～午後4時45分
※受付窓口は月初めと、休みの翌日が混雑します。時間に余裕をもってお越しください。
 - 届出窓口** 市民課、行政センター、支所、池島・村松・黒崎の各事務所、地区事務所
- ※外国籍のかたが転入・転出する場合は、引っ越しするかた全員分の在留カードが必要です。
※大学入学などで自宅を離れ、自宅外から通学する場合は、必ず住民異動の届け出をしてください。

内容	届出期間	☑ 届け出に必要なもの
転入 市外からの引っ越し	引っ越した日から14日以内	<input type="checkbox"/> 転出証明書またはマイナンバーカードか住民基本台帳カード ※前住所地の市区町村で転出の届け出が必要 次の書類で加入・所有しているもの全て（手続きの時点で有効なものに限る） <input type="checkbox"/> マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳・手当証書、介護保険受給資格証明書 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療負担区分等証明書（県外転入者のみ） <input type="checkbox"/> 母子健康手帳（妊婦・1歳未満の子）
転居 市内間の引っ越し	引っ越した日から14日以内	次の書類で加入・所有しているもの全て（手続きの時点で有効なものに限る） <input type="checkbox"/> マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳・手当証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証
転出 市外への引っ越し	引っ越し予定日の1カ月前から	次の書類で加入・所有しているもの全て（手続きの時点で有効なものに限る） <input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input type="checkbox"/> 子ども・ひとり親家庭福祉医療受給者証

水道・下水道の手続きは？

上下水道局料金サービス課
料金受付センター（☎ 829-1207）

3日前までに、上下水道局料金サービス課料金受付センター（市役所別館2階）へ届け出をしてください。
電話や上下水道局のホームページでも受け付けます。



QRコード



〈 広告 〉

引っ越し時のごみ。どうしたらいいの？

廃棄物対策課 (☎ 829-1159)

【ごみステーションに出す場合】

一度に出せるごみは、1種類につき3袋までです。

【多量の燃やせる・燃やせないごみを出す場合】

次のいずれかの方法で処理してください(有料)。

- ①処理場に搬入… 廃棄物対策課(市役所別館4階)か行政センター、支所で「搬入券」を受領後に搬入してください。
- ②専門業者に依頼… 一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者に直接依頼してください。



【粗大ごみ】

タンス、本棚、ベッド、自転車など大きくて指定ごみ袋に入らないもの、重いもの、発火装置があるもの、危険なものは粗大ごみです。左記①、②の方法で処理するか、生活便利ブックまたは、市ホームページ「粗大ごみの出し方」に記載の業者に収集を依頼してください(有料)。



【市では収集できないごみ】

長さ2m以上、重さ60kg以上、多量のごみ、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン、産業廃棄物、処理困難物など



**日曜・祝日でも転入・転出などの
手続きができます**
3/20(祝)・26(日)、4/2(日)
午前8時45分～午後5時30分

**大
切
な
お
知
ら
せ**

届け出ができるもの	場所	問い合わせ
住民異動届、戸籍届、各種証明書の交付、印鑑登録、マイナンバー通知カードの交付、マイナンバーカードの申請・交付、国民健康保険・国民年金の加入・喪失届、就学通知書の交付(新小学1年生・新中学1年生)	市役所本館1階 市民課	あじさいコール ☎ 822-8888 年中無休 (午前8時～午後8時)
児童手当、児童扶養手当、子ども・ひとり親家庭・寡婦福祉医療の手続き		
遠隔地などの国民健康保険証の発行	本館2階 国民健康保険課	☎ 829-1196
市税に係る証明書の交付(営業証明書、未申告の所得・課税証明書、未申告の課税証明書、固定資産税にかかる証明書を除く)、市税などの納付	本館2階 収納課	
小・中学校の転入学手続き	本館4階 学校教育課	☎ 829-1207
上下水道の使用(開始・廃止)の手続き ※電話でも手続き可、料金の支払いは不可	別館2階 料金サービス課 料金受付センター	☎ 829-1207

※代理の場合は委任状が必要です。申請や届け出の内容などにより、一部取り扱いできない場合があります。詳しくは事前にお尋ねください。

※児童扶養手当、ひとり親家庭・寡婦福祉医療の手続きは、平日は子育て支援課で受け付けます。

〈 告 告 〉